

国立大学法人和歌山大学公益通報者保護規程

制 定 平成25年2月22日

法人和歌山大学規程第1365号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、本学の職員（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下同じ。）が、本学又は本学の役員及び職員について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報を行った職員をいう。

(総括責任者)

第3条 本学における公益通報の処理に関する総括責任者は、総務担当理事をもって充てる。

(通報窓口)

第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、通報窓口を総務課総務係に設置する。

(通報処理体制等の周知)

第5条 総括責任者は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。

(公益通報等の方法)

第6条 公益通報及び公益通報に関する相談は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会で行うものとする。

(通報の受付等)

第7条 通報窓口において、公益通報を受け付けたときは、総括責任者へ報告するとともに、速やかに当該公益通報を受け付けた旨を当該公益通報者に通知するものとする。

2 前項の公益通報を受け付けたときは、通報事実を確認できる資料等の提出を求めることができる。

3 第1項で報告を受けた総括責任者は、その内容を速やかに学長に報告しなければならない。

4 本学の役員又は通報受付担当者以外の本学の職員が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、または当該公益通報者に対し通報窓口へ公益通報するように助言しなければならない。

(通報に対する措置)

第8条 総括責任者は、当該通報事実に係る調査の実施の有無等を、当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

2 調査を行う場合、必要に応じ、調査チームを設置することができる。

3 前項の調査チームの構成員は、その都度、総括責任者が決定する。

4 調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。

## 公益通報者保護規程

(是正措置等)

第9条 総括責任者は、調査の結果、法令違反行為が明らかになったときには、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じなければならない。

2 前項の規定により是正措置等を講じたときは、学長に報告するとともに、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

3 学長は、当該法令違反行為に関与した職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(被通報者等への配慮)

第10条 第8条第4項及び前条第2項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)又は当該調査に協力した者の名誉、プライバシーを侵害することのないように配慮しなければならない。

(守秘義務)

第11条 総括責任者、通報窓口の関係職員及び調査を実施する者(以下、この条において「関係職員等」という。)は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。関係職員等でなくなった後も、同様とする。

(公益通報者等の保護)

第12条 公益通報者又は公益通報に関する相談をした者(以下「公益通報者等」という。)は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 総括責任者は、公益通報者等に対して不利益な取扱い及び職場内での嫌がらせ等が行われている場合は、公益通報者等を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(不正目的の通報禁止)

第13条 公益通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の不正目的の通報を行った者に対し、就業規則に基づき、懲戒等を行うことができる。

(準用)

第14条 本学職員以外の者からの通報については、この規程を準用する。

(個別規程の適用)

第15条 この規程の定めにかかわらず、通報事実に関し、適用を受けるべき個別の規程等(以下「個別規程等」という。)が定められている場合には、当該個別規程等の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月22日から施行する。